

## 北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会運営要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: right;">令和4年 月 日</p> <p>北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会委員長決定</p> <p>(趣旨) 第1条 省略</p> <p>(所掌事項) 第2条 省略</p> <p>(組織) 第3条 委員の定数は5人とし、<u>過半数を学識経験者とする。</u> 2 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。 ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議) 第4条 選定委員会の会議の公開、非公開は、<u>委員長が会議に諮り取扱いを決定するが、非公開とした場合でも、会議の概要等は公表する。</u></p> <p>(審査及び選定方法) 第5条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。 2 第1項の委員数が同数の場合は、<u>その者のうち</u>、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。</p>	<p style="text-align: right;">平成30年10月24日</p> <p>北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会委員長決定</p> <p>(趣旨) 第1条 北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の運営は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(所掌事項) 第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 公募の方法等に関する審議 (2) 申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議 (3) 申請者の総合的な審査 (4) 最適な団体の選定 (5) 審議及び審査の結果についての知事への報告 (6) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項</p> <p>(組織) 第3条 委員の定数は4人とし、<u>学識経験者で構成する。</u> 2 委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。 ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議) 第4条 選定委員会の会議は、非公開とし、会議の概要等は公表する。</p> <p>(審査及び選定方法) 第5条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。 2 第1項の委員数が同数の場合は、<u>同項の委員数が最も多い申請者のうち</u>、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。</p>	<p>指定管理者制度に関する運用指針の改正に基づく整備</p> <p>指定管理者制度に関する運用指針の改正に基づく整備</p> <p>文言整理</p>

新	旧	備考
<p>3 第2項の合計得点と同点の場合は、<u>その者のうち</u>、加点項目審査における価格点の得点が高い申請者を最適な候補者として決定する。</p> <p>4 第3項の価格点の得点と同点の場合は、<u>その者のうちから</u>、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。</p> <p>(関係者の出席) 第6条 省略</p> <p>(事務処理) 第7条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年 月 日から施行する。</p>	<p>3 第2項の合計得点と同点の場合は、<u>同項の合計得点が高い申請者のうち</u>、加点項目審査における価格点の得点が高い申請者を最適な候補者として決定する。</p> <p>4 第3項の価格点の得点と同点の場合は、<u>同項の価格点の得点が高い申請者のうちから</u>、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。</p> <p>(関係者の出席) 第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p> <p>(事務処理) 第7条 選定委員会の事務局は、環境生活部文化局文化振興課に置く。 2 事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成30年10月24日から施行する。</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

#### 【資料説明】

- ・北海道立総合博物館指定管理者候補者選定委員会は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「条例」という）に定めるもののほか、平成30年10月24日付けで決定した本運営要領に基づき運営。
  - ・今回、道教委における指定管理者選定手續の不適正事務発生等を鑑み、選定手續の公平性・公正性の確保に向けた措置として、指定管理者制度に関する運用指針（以下、「運用指針」という）が改正されたことを踏まえ、本運営要領を改正することとした。
- 〔主な改正内容〕
- ▶ 第3条 委員の定数を4人から5人とし、そのうち4人を学識経験者により選任
    - 運用指針の改正により、選定委員は、学識経験者や専門的知識を有する者から過半数を選任するとともに、公募による選任に努めることとされたことから、条例第15条にもとづき、委員の定数を5名にするとともに、学識経験者については、施設経営の分野から1人、北海道立総合博物館の各施設（博物館、開拓の村、自然ふれあい交流館）において指定管理者が行う業務に関連する分野から各1人の選任により4人とし、残り1人を公募による選任とした。
  - ▶ 第4条 選定委員会の会議について、公開、非公開の取扱いを委員長が会議に諮り決定
    - 条例において、選定委員会は知事等の附属機関としての位置づけであり、附属機関における公開等の扱いは会長等が会議に諮り取扱いを決定することとされていることを踏まえた改正。
  - ▶ 第5条 表現の見直し